

質問第五二号

スマートインターチェンジの利用時間に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十月十五日

姫井由美子

参議院議長 江田 五月 殿



スマートインターチェンジの利用時間に関する質問主意書

国土交通省の制度実施要綱によると、スマートインターチェンジは、我が国の高速自動車国道における平均インターチェンジ間隔が約一〇キロメートルと、欧米諸国の約四〜五キロメートルに比べ約二倍長いという現状を踏まえ、高速道路の利便性の向上、地域生活の充実、地域の活性化に寄与することを目的としている。一方、スマートインターチェンジの利用時間に関しては、終日利用可能な箇所がある反面、たとえば六時から二時までなどと限定されている箇所もある。

こうした状況を踏まえて、以下質問する。

一 利用時間が限定されているスマートインターチェンジは、なぜ終日利用とすることができないのか。その理由を明らかにされたい。

二 道路が整備されていない地域では、たとえば急患を病院に搬送するといった場合、スマートインターチェンジが夜中でも利用可能であるかたいへん便利であるが、政府はそういった実情を認識しているか。

三 道路整備の予算が制約されているなかで、山間部などの地域住民の生活の利便性を向上させるため、政府は、今後スマートインターチェンジの終日利用を原則可能にしていくつもりはないのか。

右質問する。

